

藤庄印刷株式会社に対する出資決定について

2011年4月28日
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、本日、株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下、「法」という。）第28条第1項に規定する買取決定を行ったことを受け、法第31条第1項に規定する出資決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

藤庄印刷株式会社（以下「対象事業者」という。）

2. 出資決定に係る金額等

出資額 1,000万円

株式の種類 普通株式

株式の数 200株

株式の割合 100%（機構単独での出資）

※ 上記の「出資額」は、事業再生計画所定の会社分割により対象事業者から事業を承継する分割承継会社（現商号：新藤庄印刷準備株式会社。以下「新会社」という。）の株式の取得価額と、新会社への出資額の合計額となります。

※ 上記の「株式の数」は、対象事業者から譲り受ける新会社株式の数と、新会社への出資により取得する株式数の合計となります。

3. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・経済産業大臣： 意見なし

厚生労働大臣： 異存はない。ただし、企業再生支援機構は、事業再生計画の実施につき助言・指導するに当たっては、対象事業者における関係法令の遵守及び労働者の雇用の安定等に配慮した労働者との十分な協議の場の確保をお願いする。